

公 告

1. 和佐又山全体整備実施設計ならびに運営準備支援等業務について、公募型プロポーザル方式により提案書を次のとおり募集するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び上北山村契約規則（平成24年規則第13号）第2条の規定に準じて公告します。

令和3年5月6日

上北山村長 山室 潔

2. 本業務の概要

(1) 業務名

和佐又山全体整備実施設計ならびに運営準備支援等業務

(2) 業務内容

「和佐又山全体整備実施設計ならびに運営準備支援等業務仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月22日

(4) 予定限度額

22,494,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

内訳	①管理棟・宿泊棟設計業務	14,565,000円
	②ツリーデッキ整備	5,050,000円
	③施設の運営準備支援業務	2,879,000円

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 国内に本社（本店）を置く一級建築設計事務所及び奈良県内施設等の運営準備支援の実績を有する事務所の2社以上により構成される共同企業体で、うち1社以上は奈良県内に本店、支店又は営業所を有する事業者であること。また、共同企業体は構成事務所全体の統括を行い、本村との契約を締結する代表事務所を定めること。なお、共同企業体を構成するにあたり、同意書又は協定書の写しを参加表明書に添付すること。但し、1社において全事業分野業務を行い、奈良県内に本店、支店又は営業所を有する事業者である場合はこの限りではない。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 建築設計事務所にあつては国又は地方自治体が発注した同種又は類似の業務を元請として実施した経験を有していること。

- (5) 運営準備支援にあつては、国又は地方自治体が発注した同種又は類似の業務を実施した経験を有していること。
- (6) 共同企業体の各構成員は、優れた技術を有する分野を分担するものとし、また、構成員間の調整を密に行うこと。
- (7) 共同企業体の各構成員は他の参加共同企業体の構成員になることや、単独で応募者となることはできない。
- (8) 業務の一部について協力事務所を加えることは可とするが、その協力事務所は他の参加者の協力事務所となることはできない。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (11) 村による指名停止処分を受けていないこと。
- (12) 上北山村暴力団排除条例（平成24年条例第6号）で規定する暴力団等でないこと。
- (13) 建築設計事務所にあつては、次年度施工予定の管理棟・宿泊棟及び付帯施設等の建築工事に係る工事監理業務にも関わる意思があること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、上北山村プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）が必要と認める要件を満たす者であること。

#### 4. 担当課

〒639-3701

奈良県吉野郡上北山村大字河合330番地

上北山村役場2F 企画政策課

電話番号 07468-2-0001

FAX 07468-3-0265

メール kikakuseisaku@vill.kamikitayama.lg.jp

#### 5. 参加申込

##### (1) 申込方法

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、参加を希望する場合は、参加意向申出書（別紙様式第1号）に必要事項を記入の上、持参又は郵送にて提出すること。

また、参加意向申出書の提出の際に下記書類も提出すること。

①会社概要書（任意様式）

②履歴事項全部証明書（写しで可。但し、提出日3か月以内に発行されたもの。）但し、本村に競争参加資格審査申請書を提出（共同企業体にあつては全構成事業者）している場合は不要。

③納税証明書

法人税、消費税及び地方消費税（滞納がない旨の証明書又は納税証明書。写し可。但し、提出日3か月以内に発行されたもの。）但し、本村に競争参加資格審査申請書を提出（共同企業体にあつては全構成事業者）している場合は不要。

- ④共同企業体を構成する同意書、又は協定書の写し 1部
  - ⑤委任状（代理提出の場合又は共同企業体の構成事務所の一方が取りまとめて提出する場合）1部
  - ⑥実施要領3の（2）にある統括業務を行う者及び担当技術者に関する資料（任意様式）1部
    - 1) 統括責任者（予定者）の経歴及び実績等
    - 2) 担当技術者（予定者）の経歴及び実績等
    - 3) 実施体制図
- ※経歴及び実績等に関しては、その者が有する資格等（一級建築士にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）で規定する一級建築士の資格を有する者の資格証等の写し）及びその者が関わった事業に関する実績を明示すること。

(2) 提出先

上記4「担当課」に同じ

(3) 受付期間

令和3年5月6日（木）から令和3年5月19日（水）午後5時まで

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。但し、正午から午後1時までを除く。

※郵送の場合は、簡易書留等確実な方法とし、令和3年5月19日（水）必着とする。郵便事故等については、村はその責めを負わない。

6. スケジュール

内 容	日 程
参加意向申出書の提出	令和3年5月6日（木）～令和3年5月19日（水）
質問の受付	令和3年5月6日（木）～令和3年5月18日（火）
質問に対する回答期日	令和3年5月19日（水）予定
企画提案書提出意思確認書 提出締切	令和3年5月25日（火）
企画提案書の提出締切	令和3年5月28日（金）
プレゼンテーション	令和3年6月2日（水）予定
選考結果通知	令和3年6月3日（木）予定
業務委託契約の締結	協議が整い次第締結

7. 質疑応答について

(1) 提出方法

仕様書の内容及び企画提案書等の提出について質問がある場合は、質問事項を記入し、下記送信先まで電子メールにより提出すること。なお、電子メール以外での質問については回答しないこととする。

【送信先】上記4「担当課」に記載

(2) 質問受付期間

令和3年5月6日（木）～令和3年5月18日（火）午後5時まで

(3) 回答

(1) により提出された回答は、参加申込をしている全事業者に対して、令和3年5月19日(水)までに電子メールにて回答するものとする。

## 8. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

企画提案書の提出を依頼された者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

①技術(企画)提案書提出意思確認書(様式第4号)

②技術(企画)提案書(様式第5号)

規格はA4版縦とし、書式は定めないものとする。

頁数は、10頁程度とする。

提案書については、次の内容を記載すること。

- ・管理棟・宿泊棟及び付帯施設等の実施設計業務について
- ・ツリーデッキの整備について
- ・運営準備支援について

※本業務のプロポーザル審査は提案者名を伏せて行う予定のため、企画提案書の提案書類には、提案者名を記載しないこと。提案者を特定できるロゴマーク等の使用も不可とする。

③業務工程表(任意様式)

④実施体制調書(任意様式)

⑤見積書

- ・実施要領2の(4)にある①～③の業務ごとに内訳書を作成すること。
- ・消費税及び地方消費税を含むこと

### (2) 提出部数

11部(原本1部、複写10部)

### (3) 提出先等について

#### ①提出先

上記4「担当課」に同じ

#### ②提出方法・提出期限

郵送又は持参で令和3年5月28日(金)午後5時まで

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に持参すること。但し、正午から午後1時までを除く。

※郵送の場合は、簡易書留等確実な方法とし、令和3年5月28日(金)必着とする。

郵便事故等については、村はその責めを負わない。

## 9. 企画提案書等の審査

### (1) 実施日及び場所

令和3年6月2日(水)実施予定

※開始時刻及び場所については別途連絡する。

### (2) プレゼンテーションの方法

①1者あたりの時間は30分程度とする。

- ・企画提案書の内容説明(20分)

・企画提案書に対する質疑応答（10分）

②1者あたりの出席者は3名までとする。

③スクリーン及びプロジェクターは村が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機材は、事業者が用意すること。

## 10. 審査方法及び評価基準

### (1) 評価基準

評価基準や配点の設定については、後日開催する審査会において決定する。

### (2) 選定方法

審査会において、参加事業者ごとに次のとおり審査する。

①上記（1）で設定した評価基準や配点に基づき審査を実施し、評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点が高い者を受注候補者として特定する。

②委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、委員の議決により候補者を特定するものとする。

※原則、上記方法においてプレゼンテーションを行う予定であるが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、オンラインでのプレゼンテーション又は提出のあった企画提案書による書類審査等により、候補者を特定する場合がある。

## 11. 審査結果の通知及び公表

### (1) 審査結果通知

全ての者に対して、通知するものとする。

### (2) 公表

審査結果については、上北山村ホームページに掲載し、公表するものとする。

## 12. 契約

受注予定者と協議のうえ、上北山村契約規則に基づき契約を締結する。

## 13. その他

(1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提出された提案書等は、審査等において必要な場合は複写する。

(4) 提出された提案書等は、返却しない。